

# 第三編

## 明るい選挙推進運動

# 1 第25回参議院議員通常選挙 臨時啓発事業実績

項 目	内 容
1 標語	統一標語を各種媒体で使用し、投票を呼びかけ 〔統一標語〕おんせん県 沸(わ)かすあなたの その一票
2 街頭PR	各振興局単位でショッピングセンター等において「新有権者」等による街頭PRを実施 実施日：7月13日(土)～7月18日(木) ・参加者 新有権者(高校生含む)48名、 県・市町村明るい選挙推進協議会関係者 ・啓発資材 街頭啓発用横断幕(0.88×3m)、標語・選挙期日入りグッズ(うちわ、冷却ジェルシート各5,500)、リーフレット
3 横断幕等	投票日や標語を記載した横断幕や立看板等を設置又は掲示
①横断幕	○13箇所掲示 県庁舎(1.7×15m)(1)、 地方総合庁舎(振興局ほか)等(0.85×10m)(12)
②立看板	○167枚設置(1.8×0.6m) 県庁舎本館(2)、県庁舎新館(1)、県庁舎別館(1)、各総合庁舎等(14)、 各市町村庁舎(137)、大分大学(4)、大分県立看護科学大学(2)、 日本文理大学(2)、別府大学(2)、立命館アジア太平洋大学(2)
③広告塔	○1基設置(4.0×0.9×0.9m) JR大分駅前広場(北口)
④公用車ボディ パネル	○県公用車の運転席と助手席のドア部分に各1枚掲示 88枚作成 ・振興局 24枚(2台×2枚×6箇所) ・地方事務所 6枚(1台×2枚×3箇所) ・保健所 18枚(1台×2枚×9箇所) ・土木事務所 26枚(1台×2枚×11箇所+大分土木4枚) ・県税事務所 14枚(1台×2枚×5箇所+大分県税4枚)
4 ポスター等	総務省作成ポスター及びリーフレット(佐々木蔵之介、上白石萌歌を起用)を活用するとともに、県独自でリーフレットを作成し配布
①ポスター	○総務省作成ポスター (A2:625枚、B2:290枚、B1:107枚、B0:33枚) 県内の大学、高校、企業、デパート、ショッピングセンター、県や市町村役場等の公共施設等に掲示
②リーフレット	○総務省作成リーフレット(A4両面 約7,250枚) ○県作成リーフレット(A4両面 17,500枚) 街頭PR、県内の大学、高校、企業、デパート、ショッピングセンター、県や市町村役場等の公共施設等で配布

項 目	内 容
<p>5 マスメディア</p> <p>①新聞</p> <p>②テレビ・ラジオ</p> <p>③雑誌</p>	<p>各メディアを通じて、投票日や投票方法等の周知及び投票参加の呼びかけ</p> <p>○大分合同、西日本、朝日、毎日、読売 全7段広告 各1回</p> <p>○スポットCM  放送期間：7月5日（木）～7月21日（日）  ・テレビ15秒CM 100本（OBS、TOS、OAB）  ・ラジオ20秒CM 40本（OBSラジオ、FM大分）</p> <p>○ラジオ出演生パブリシティ  ・7月17日（水）：OBSラジオ「BINGO」  ・7月18日（木）：FM大分「Clover Radio Terrace」</p> <p>○週刊『あつまるくんの求人案内』 1ページ枠広告  掲載期間：7月8日（月）～7月21日（日）</p>
<p>6 インターネット</p> <p>①ホームページ</p> <p>②SNS</p> <p>③その他</p>	<p>インターネットを活用し、投票等に関する情報の周知や啓発動画の配信等を実施  実施期間：7月5日（金）～7月21日（日）</p> <p>○県選管ホームページにより候補者や投票に関する情報の周知を行うとともに、啓発用特設サイトを開設</p> <p>○Facebook、Twitter  大分県選挙管理委員会のアカウントによる配信</p> <p>○YouTubeバンパー広告（15秒CM）  テレビスポットCMと同内容の啓発動画を配信</p> <p>○ジオターゲティング広告（15秒CM）  県内の大学、短大及び専門学校周辺でテレビスポットCMと同内容の啓発動画を配信</p> <p>○バナー広告  県選管ホームページに総務省作成バナー広告を掲載</p>
<p>7 屋外広告</p>	<p>○大型ビジョンを活用した動画広告配信（15秒CM）  実施期間：7月8日（月）～7月21日（日）  JR大分シティ及びトキハ大分店でテレビスポットCMと同内容の啓発動画を配信</p>
<p>8 コンビニレジ画面広告</p>	<p>○県内のローソン及びファミリーマートの全店舗で実施  配信期間：7月9日（火）～7月20日（土）  （全都道府県参加による連携実施（都道府県選管連とりまとめ））</p>

項 目	内 容
9 広報車	<p>○振興局及び市町村の広報車による巡回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統一日を設けた巡回、期日前投票期間中の随時巡回 統一巡回日：7月20日（土）、7月21日（日）</li> <li>・ 啓発用録音音源作成 マスターテープ3本（投票日前々日まで用、前日用、当日用） 配付用テープ48本及びS Dカード141枚</li> </ul>
10 広報誌	○市町村の広報誌によるお知らせ（各市町村に統一標語の掲載を依頼）
11 その他	<p>○市内の企業、デパート、ショッピングセンター等にポスター掲示等選挙啓発への協力及び投票参加を依頼</p> <p>○市町村等の有線（無線）放送を通じて、投票参加等呼びかけ</p> <p>○デパートやショッピングセンター等の大規模小売店舗において、店内（社内）放送を通じ、買物客や社員へ投票参加を呼びかけ</p> <p>○市内の高校にポスター、大学にポスター及び立看板を掲示</p> <p>○市内の高校、大学にリーフレットを配布</p>

## 2 「新有権者」による街頭啓発等実施要領

### 1 趣旨

令和元年7月に執行される第25回参議院議員通常選挙における投票参加及び違反のない選挙の呼びかけを、「新有権者」となる若い世代から行うことを目的とする。

### 2 実施主体等

大分県選挙管理委員会・大分県明るい選挙推進協議会が、市町村選挙管理委員会・市町村明るい選挙推進協議会の協力を得て行う。

### 3 事業の内容

各振興局を単位として実施するものとし、所管区域内の人が集まりやすい場所及び日時において、当該地区選出の新有権者による街頭啓発活動を行うとともに、広報車等による巡回啓発を行う。

街頭啓発活動の実施予定日は、告示日から選挙期日の前日までの間の土曜日又は日曜日を1日以上含む各地方書記長が決定した日とする。なお、1か所当たりの街頭活動は1時間程度、広報巡回活動は2時間程度を目安として、各地区の実情に応じて実施する。

ただし、高等学校、高等専門学校及び特別支援学校の高等部（以下、「高等学校等」という）の生徒にあっては、移動を伴う複数か所の街頭啓発活動へは参加させない。

### 4 「新有権者」の選出等

原則として、各振興局の所管地区を単位として、地区内に居住する、前回選挙（平成28年7月10日）以降に新しく選挙権を有することになった者の中から大分県選挙管理委員会と協議の上、地方書記長が選出し、大分県選挙管理委員会委員長及び大分県明るい選挙推進協議会会長が委嘱する。

#### (1) 選出人数

東部地方書記長（東部振興局所管区域内）	8人
中部地方書記長（中部振興局所管区域内）	8人
南部地方書記長（南部振興局所管区域内）	8人
豊肥地方書記長（豊肥振興局所管区域内）	8人
西部地方書記長（西部振興局所管区域内）	8人
北部地方書記長（北部振興局所管区域内）	8人
総数	48人

ただし、高等学校の生徒については、上記人数に含めない。

#### (2) 委嘱状について

大分県選挙管理委員会、大分県明るい選挙推進協議会が作成し、各地方書記長あてに送付する。

#### (3) その他

①街頭啓発活動時は法被を着用する。

②街頭啓発についての謝礼は一日につき4,700円とし、交通費は別途実費を支払う。ただし、高等学校等の生徒に対する謝礼は、図書カード1,000円分とし、交通費は別途実費を支払う。

③啓発用配布用品は、各地方書記長あて送付する。

## 5 大分県選挙管理委員会委員及び大分県明るい選挙推進協議会委員の街頭啓発活動への参加

大分県選挙管理委員会委員及び大分県明るい選挙推進協議会の会長及び副会長の街頭啓発活動への参加については、大分県選挙管理委員会が依頼し、各地方書記長あて連絡する。

大分県明るい選挙推進協議会委員には、各地方書記長から依頼する。

## 6 その他

### (1) 準備について

地方書記長は、「新有権者」による街頭啓発等の実施準備として、予め次の事項を行うこと。

- ①地区街頭啓発の場所、日時及び参加人員等の設定
- ②広報巡回のコース及び開始・終了時刻等の設定
- ③街頭啓発に関する道路使用許可の取得
- ④街頭啓発活動参加者のイベント保険加入手続

### (2) 高等学校等の生徒について

管内の高等学校等の生徒が参加する場合、生徒の安全管理、保護者・学校関係者の安心のため、以下の点に留意すること。

- ①未成年者であることを踏まえ、学校もしくは自宅等から、街頭活動までの交通手段を確認の上、事故の無いように注意すること。
- ②支援学校等の生徒が参加を希望する場合は、学校と十分な打合せの上、必要な配慮をすること。

### 3 声明等

## 声 明

第25回参議院議員通常選挙が目前に迫っております。

今回の選挙は、今後の政治のあり方を決める重要な意義を持つ国政選挙です。

言うまでもなく、民主政治の健全な発展には、県民一人ひとりが主権者としての自覚と高い政治意識を持ち、積極的に投票に参加し、その意思を政治に反映させることが極めて重要となります。

また、選挙が明るくきれいに行われることが不可欠であり、当然のことながら、政党、候補者及び選挙運動関係者の良識ある行動が望まれます。

しかしながら、選挙のたびごとに買収、供応、違反文書の頒布、不在者投票制度の悪用などの違反行為が絶えず、誠に遺憾に思います。

加えて、政治参加の指標である投票率の長期低落傾向は、極めて憂慮すべきことです。

こうした状況のもと、私たちは来るべき参議院議員通常選挙に有権者が積極的に投票し、かつ、選挙が明るくきれいに行われることを期して、次の事項に重点を置き、「選挙をきれいにする国民運動」を推進します。

- 1 有権者の皆さんに対し、参議院の役割とその重要性について認識を深め、政党及び候補者の行動や考え方を見極め、主権者として国政のあり方を決めるという自覚をもって投票するよう呼びかけます。
- 2 政党、候補者及び選挙運動関係者に対し、明るくきれいな選挙を実現するために、選挙のルールを厳守し、一切の選挙犯罪を排除するよう強く訴えます。
- 3 投票率の低下は、民主主義にとって極めて憂慮すべきことは自明の理です。有権者の皆さんに対し、その意思を政治に反映させるため、積極的に投票されるよう強く呼びかけます。

令和元年6月19日

選挙をきれいにする国民運動大分県本部

本部長	大分県選挙管理委員会	委員長	一木俊廣
本部員	大分合同新聞社	代表取締役社長	長野景一
	大分県明るい選挙推進協議会	会長	山崎清男
	大分県全市町村選挙管理委員会連合会	会長	岡村邦彦
	大分地方検察庁	検事正	永幡無二雄
	大分県警察	本部長	石川泰三

## きれいな参議院議員通常選挙推進 のための協力依頼について

第25回参議院議員通常選挙が目前に迫っております。

言うまでもなく、選挙は民主主義の根幹をなすものであり、民主政治の健全な発展のためには、選挙が明るくきれいに行われることが不可欠であり、このことはすべての国民の念願であります。

私たちは、選挙のたびごとに、明るくきれいな選挙が行われるよう、「選挙をきれいにする国民運動」を積極的に推進してきました。

しかしながら、これまでの選挙において、買収、供応、違反文書の頒布、不在者投票制度の悪用など、違反行為が繰り返され、必ずしもきれいな選挙が行われたとは言えず、誠に残念であります。

つきましては、この度の参議院議員通常選挙に関わる皆様におかれまして、この「選挙をきれいにする国民運動」の意義を十分にご理解いただき、選挙関係法令を遵守し、一切の選挙犯罪を排除して、きれいな選挙を実現されますよう強く要望いたします。

令和元年6月19日

選挙をきれいにする国民運動大分県本部

本部長	大分県選挙管理委員会	委員長	一木俊廣
本部員	大分合同新聞社	代表取締役社長	長野景一
	大分県明るい選挙推進協議会	会長	山崎清男
	大分県全市町村選挙管理委員会連合会	会長	岡村邦彦
	大分地方検察庁	検事正	永幡無二雄
	大分県警察	本部長	石川泰三